

審議（1）—①

令和7年度 事業計画

公益社団法人 須賀川労働基準協会

【基本的指針】

公益社団法人須賀川労働基準協会は労働基準法・労働安全衛生法等の労働関係法の普及に貢献し、労務管理の改善及び労働災害防止のための活動を推進することで、労働者の福祉の増進向上と産業の健全な発展に寄与することを目的として、下記の事業を展開する。

【事業の概要】：（詳細は 下記【事業の活動項目】参照）

I・公益事業として

1. 労働時間、賃金制度、労働安全衛生、関係労働法令の研究及び活動の推進に関する事業（安全衛生大会、各種説明会、安全衛生推進活動及び広報活動）
2. 労務管理、労働安全衛生に関する講習会並びに研修会等の開催に関する事業（技能講習、安全衛生講習等）

II. 収益事業として

1. 労務管理、労働安全衛生関係の図書、設備、機材等の紹介斡旋、共同購入等に関する事業（安全衛生用品・図書の販売）

III. その他事業として

1. 労働保険事務委託業務に関する事業
2. 検診・会員の交流や福利厚生に資する事業

【事業の活動項目】

I-1. 事業分類略称：『公益事業1』

- (内容)労働関係法の啓蒙等、安全衛生活動の推進に関する事業
- (1). 須賀川地区産業安全衛生大会の主催
 - (2). 「安全週間実施説明会」「衛生週間実施説明会」「労務研修会」「労災研修会」の開催
 - (3). 監督署と連携して、事業場の安全パトロールの開催等を通して、相互啓蒙活動
上記(2)と合わせ、安全衛生部会・労務労災部会等の部員の協力を求めて実施。
 - (4). 事業目的推進のため広報活動
 - ① 協会だよりの発行 年2回
 - ② 協会通信の発行 年10回（「協会だより」の未発行月に発行）
 - ③ ホームページの更新 毎月更新を基本とし、必要な都度更新する
 - ④ 「安全標語」の募集と標語印刷及び配布

I-2. 事業分類略称：『公益事業2』

- (内容)労働安全衛生に関する講習会及び研修会の開催に関する事業
(基本的には前年度に実施した講習を開催する。)

(1) 技能講習に関する講習

玉掛技能講習・ガス溶接技能講習・床上操作式クレーン技能講習の開催

(床上操作式クレーン技能講習から「クレーン特別教育」へ切り替え)

(2) 労務管理及び安全衛生特別教育に関する講習

職長教育・安全管理者選任時講習・安全衛生推進者教育・アーク溶接講習

有機溶剤作業者教育・新入社員教育等の開催

(3) その他教育講習(官公庁、関連団体、地域等の要望に対応して)

法令の改正に対応する教育講習

・令和5年～6年度の例として「テールゲートリフター教育」「化学物質管理」に関する講習など。また、以前の例では 除染業務従事者教育・フルハーネス講習等の講習。

II-1. 事業分類略称 : **『収益事業1』**

(内容) 安全衛生管理関連図書及び設備等の斡旋、共同購入に関する事業

(1) 安全週間、年末年始安全活動等、年間の安全活動に合わせた図書等の斡旋

(2) 安全用品等 随時の要望に対応

III-1. 事業分類略称 : **『その他事業1』**

(内容) 労働保険事務業務の委託をうけ、労働者の福祉の増進に寄与する事業。

- ・ 労働保険事務委託事業

III-2. 事業分類略称 : **『その他事業2』**

(内容) 検診・会員交流・福利厚生に資する事業

(1) 事業場が実施する定期検診の実施機関の斡旋、紹介

(2) 福島県労働基準協会が実施する福島県産業安全衛生大会を共済、参加

IV. 資金調達及び設備投資の見込みについて(監督官庁へ提出義務あり)

資金調達の見込み : 借り入れの予定はない

設備投資の見込み : 設備投資の予定はない

V. その他、法人としての活動

行政及び地域との協力・連携

(1) 「福島労働局:労働災害防止団体会議」等へ参画

福島労働局及び須賀川労働基準監督署からの情報提供を受け、
説明会等の共同開催等の連携

(2) 「県中地域職域連携協議会」参画(県中保健事務所との連携)

(3) 「須賀川地域産業保健センター運営協議会」参画

(4) 「RST 須賀川」(建設関係の安全衛生活動団体)の事務局活動を通して
地域の建設業・管工事業・電気工事業との連携を強化する。